

佐野市では、原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者の皆様に対し

「原油価格・物価高騰緊急経済対策補助金」 を支給します

佐野市では「佐野市原油価格・物価高騰緊急経済対策補助金」を次のとおり創設しました。

【支援内容】

1 名称	佐野市原油価格・物価高騰緊急経済対策補助金
2 対象事業者	令和3年9月30日以前から市内に事業所を有する法人又は個人事業主で、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む）。
3 支給要件	①全ての市税に滞納がないこと ②補助対象経費について、佐野市の他の補助制度に基づく補助金を受けていないこと等
4 支給金額	①補助対象経費及び支給金額・・・令和4年1月から9月の任意の連続する4か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油又は重油、ガス）及び電気料から、前年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て） ※補助金の上限は30万円とし、当該補助金の額が5万円に満たないときは、支給対象外となります。
5 申請期間	申請書提出先：佐野市産業政策課（3階） <u>令和4年9月1日から令和4年12月28日まで（必着）</u> ※上記期間外の申請は支給対象外となります。申請漏れがないよう速やかに申請をお願いします。

【お問合せ】 佐野市 産業政策課（3階） TEL：0283-20-3040

佐野商工会議所経営支援課 TEL：0283-22-5511